

【判例研究】

解離性同一性障害を患う被告人の刑事責任能力 および量刑に関する判断 名古屋高裁金沢支部平成28年3月10日判決 (平成27年(う)第37号強制わいせつ被告事件)¹

上 原 大 祐

1. 事実の概要

被告人は、従来より非典型の解離性同一性障害に患っていた、と疑われるものであるところ、平成25年6月11日午後9時22分頃、自転車で通行中の被害者(当時17歳)に対し、いきなり「言うことを聞かないと殺す」などと申し向け、被害者の腕を掴んで見通しがよくない本件犯行現場まで連行し、持っていたナイフを示して脅迫し、その反抗を抑圧した上、わいせつ行為を加えたものである。なお、被告人には本件犯行以前の前科前歴は無い。

原審判決(金沢地裁判決平成27・3・27)は、被告人が解離性同一性障害に患していること自体を否定し、懲役2年8月の実刑に処した。弁護側は、これを不服として控訴した。

2. 判示内容

裁判所は原審の判断と異なり、被告人が解離性同一性障害に患っていると認定したうえで、それは刑事責任能力判断に著しい影響を与える程度のものではない、として被告人に完全責任能力を認めたものの、なおこの障害が行為時の被告人の是非弁別能力・制御能力にまったく影響を与えなかったとは言い切れない、として、原審判決挙示の犯罪成立を認めた上で、量刑判断についてはこれを不当なものとして、被告人を実刑に処した原審判決を破棄し、被告人に対し懲役3年、保護観察付き執行猶予5年を言い渡した。

¹ LEX/DB文献番号25542891

(1) 訴訟手続の法令違反の主張について

弁護側は、原審裁判所が、捜査段階で作成された精神鑑定書の証明力等が争われていたにも関わらず、公判鑑定を実施せずに、捜査段階で作成された鑑定書およびこれを作成した鑑定人の証言に基づいて、被告人の責任能力の有無・程度等について判断したものであり、判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反があると主張した。

これに対し裁判所は、鑑定を行った医師が鑑定人として十分な資質を備えていること、鑑定に用いた資料やその手法も妥当なものであったこと、診断基準も妥当なものであったこと等の事情を総合的に判断し、「本件犯行当時の被告人の責任能力の有無及び程度を判断するにあたって必要な精神医学的知見は(鑑定人：括弧内筆者)の原審における証言及び本件鑑定書によって十分提供されていたといえるから、原審裁判所において、当事者に対し精神鑑定の請求を促した上、その請求を採用するなどして裁判上の精神鑑定を実施すべき義務があったとはいえない」と述べ、原審裁判所が公判上の精神鑑定を実施しなかった点につき訴訟手続の法令違反は無い、として弁護側の主張を退けた。

(2) 本件犯行当時の被告人の精神障害の有無について

原審判決は、被告人が解離性同一性障害にり患していること自体を否定したのに対し、弁護側は、被告人は本件犯行当時、解離性同一性障害あるいは特定不能の健忘等の精神疾患にり患していた、と主張した。

これに対し裁判所は原審記録に基づき、被告人には本件犯行以前より健忘が存在したことを認定し、これに基づいて、「被告人は・・・典型例とはいえないものの、DSM-5による解離性同一性障害の診断基準を満たしていることになる」と認定した。

(3) 被告人の責任能力の有無について

原審判決が被告人に完全責任能力を認めたのに対し、弁護側は、本件犯行当時、被告人は上記障害により心神喪失の状態にあった旨主張した。

これに対し裁判所は、被告人の犯行時・犯行前後の言動等を総合して考慮し、被告人が自己の犯行目的実現のために合理的な行動をとっていること、自己の行為の意味・違法性を認識していたものと推認できること、本件犯行が、記憶を有している状態下における被告人の平素の人格と異質のものとはいえないこ

とから、「被告人は、本件犯行当時、解離性同一性障害にり患しており、その精神症状である繰り返される健忘の結果、本件犯行時に、それを行ったことを全く記憶していない合理的な疑いが拭えないものの、なお、健忘下において行われた本件犯行前後の被告人の言動等に照らせば、本件犯行当時、被告人の是非を弁別する能力及びそれに従って行動する能力のいずれにおいても著しくは減退していなかったと認めるのが相当である」として、被告人に完全責任能力を認めた。

(4) 量刑不当の主張について

原審判決が被告人を懲役2年8月の実刑判決に処したのに対し、弁護側は量刑不当を訴え、刑の執行を猶予するのが相当であると主張した。

これに対し裁判所は、「被告人において、本件犯行当時、是非を弁別し、あるいはそれに従って行動する能力のいずれも著しく減退はしていなかったと認められるものの、他方で、非典型的な解離性同一性障害にり患しており、その結果、繰り返される健忘の下で本件犯行に至ったことが、上記能力に何らの影響も与えなかったと断じるには合理的な疑いが残るといふべきである」等述べ、原審判決の量刑は不当に重いものである、として破棄し、被告人に懲役3年、保護観察付き執行猶予5年を言い渡した。

3. 評釈

(1) 精神鑑定の信用性について

責任能力の有無は法律判断であり、その判断の前提となる生物学的要素および心理学的要素に関する評価も究極的には裁判所に委ねられる、というのが従来の判例の立場である²。しかし、「生物学的要素である精神の障害の有無及び程度並びにこれが心理学的要素に与えた影響の有無及び程度については、その診断が臨床精神医学の本分であることにかんがみれば、専門家たる精神医学者の意見が鑑定等として証拠になっている場合に、鑑定人の公正さや能力に疑いが生じたり、鑑定の前提条件に問題があったりするなど、これを採用しない合理的な事情が認められるのでない限り、その意見を十分に尊重して認定すべき

² 最決昭和58・9・13判時1100号156頁。

というものである」との指針が最判平成20・4・25によって示されている³。学説も、「精神障害の有無・程度の判断は極めて専門的なものであり、そもそも裁判所が鑑定によらないでは十分な判断ができないと認められたからこそ鑑定を実施しているのである以上」、裁判所は基本的には、精神障害の有無・程度およびこれが心理学的要素に与えた影響の有無・程度に関して精神鑑定が行われた場合には、これを排除する合理的な理由がない限りはこれを尊重すべきである、として、最高裁のこの指針を支持する⁴。

本判決もこの指針に従い、鑑定人の資質・鑑定手続・診断基準・推論過程等を総合的に検討し、責任能力を判断するために必要な資料は、捜査段階で行われた鑑定によって十分に提供されていた、として、弁護側の、訴訟手続の法令違反の主張を退けたものである

(2) 解離性同一性障害と責任能力判断における「精神の障害」の関係について

解離性同一性障害は、そもそも精神医学の世界において、比較的近年になって存在を認められてきた精神障害であり、これと刑事責任能力の関係について判断した裁判例や学説も、我が国においては未だ比較的少数に留まっているのが現状である⁵。しかし、解離性同一性障害と刑事責任の関係について判断するためには、まず、解離性同一性障害がそもそも刑事責任能力に影響を及ぼし得るところの「精神の障害」として認められるのか、ということを確認しておく必要がある。解離性同一性障害が精神医学的な意味における精神の障害であることに異論はない。しかし、だからといって、全ての障害が、

³ 刑集62巻5号1559頁。

⁴ たとえば、安田拓人「責任能力の法的判断」刑事法ジャーナル14号(2009)93頁以下。

⁵ わが国において、解離性同一性障害と刑事責任の関係について判断を行ったものとしては、現時点で入手可能なものは本件を除いて6つに留まる。また、わが国において刑事法学者がこの問題について考察を加えたものとして、川口浩一「多重人格と責任能力」犯罪と刑罰11号(1995)99頁以下、同「解離性同一性障害(多重人格)と刑事責任——わが国の事例を中心として——」奈良法学会雑誌11巻2号(1998)1頁以下、野阪滋男「精神障害と責任能力——主として多重人格障害について——」『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第二巻刑法理論の現代的展開』(2000・成文堂)341頁以下、佐久間修「現代社会と刑法(16)補論(1)責任能力の判定基準をめぐる判例の動向——多重人格者による連続幼女誘拐・殺人事件を素材として——」季刊現代警察88号(2000)70頁以下、緒方あゆみ「判例研究——解離性同一性障害と刑事責任能力——東京高裁平成21年4月28日判決」明治学院大学法学研究90号(2011)533頁以下。

刑事責任判断に影響を及ぼし得るところの「精神の障害」とは限らないのである。

この点、わが国の裁判所はどのような判断をしているか、というと、わが国の刑事裁判において、被告人が解離性同一性障害にり患している、という鑑定を裁判所が正面から認めた初めての事例が、神戸地判平成16・7・28⁶である。この事案で裁判所は、被告人が解離性同一性障害にり患している、ということ自体は認めた上で、被告人に関し、完全責任能力を認めた。その後、名古屋地判平成17・3・24⁷、東京地判平成20・2・6⁸においても、被告人が解離性同一性障害にり患していたこと自体は認められているものの、被告人には完全責任能力が認められている。この段階ではまだ、裁判所が解離性同一性障害という精神障害の存在を認めた、と言い得るに留まるのであり、解離性同一性障害が、刑事責任能力に影響を及ぼし得るところの「精神の障害」と言い得るか、という点に関しては、裁判所は未だ何も明らかにしていない⁹。これに対し、被告人の犯行のうち、解離性同一性障害の影響を受けた行為に関して責任無能力を認め、この障害が刑事責任能力判断に影響を及ぼし得るところの「精神の障害」である、ということ正面から認めたのが、東京地判平成20・5・27¹⁰で

⁶ LEX/DB文献番号25410595。これに関する判例評釈として、拙稿・広島法学30巻2号(2006)113頁以下。

⁷ LEX/DB文献番号28105344

⁸ Westlaw文献番号2008WLJPCA02068006

⁹ これらの判例は具体的な責任能力判断の段階で、当該被告人に関して完全責任能力を認めた、という事案であり、一般論として解離性同一性障害そのものが刑事責任能力に影響を及ぼし得ない、としたものではないことに注意が必要である。また、量刑事情、という点に関してみるならば、これらの裁判例、そしてこの後に続く被告人に完全責任能力を認めた裁判例においても、解離性同一性障害の存在を被告人に有利な量刑事情として考慮していることも、付記しておく必要がある。被告人が解離性同一性障害を患っていること自体は認定したものの、当該行為に係る責任能力判断にはこれは無関係である、として完全責任能力を認めた天津地判平成24・6・21(LEX/DB文献番号25481904)や、主人格と副人格が未分化で、各人格間に記憶の共有があり、人格出現をある程度コントロールすることができるという意味で、非典型的な解離性同一性障害であることを理由として、主人格の弁識・制御能力に焦点を当て、被告人に完全責任能力を認めた東京地裁立川支部判決平成26・8・29(D1-Law判例ID28231682)も、被告人が解離性同一性障害を患っていることを、被告人に有利な量刑事情として扱っている。

¹⁰ 判例時報2023号158頁。これに関する判例評釈として、拙稿・広島法学33巻2号(2009)71頁以下。

ある¹¹。

これまで見てきたところから言えることとして、わが国の裁判所は解離性同一性障害を、刑事責任能力に影響を与え得るところの「精神の障害」として正面から認めた、とまでは言えないものの、少なくとも排除するものではない、とは言い得るであろう。本判決が被告人が解離性同一性障害にり患していることに言及していることも、これまでの判例の傾向の同一線上で捉えることができる。

(3) 被告人の刑事責任能力について

しかし、一般論として、解離性同一性障害が刑事責任能力に影響を及ぼし得るところの「精神の障害」である、と認めることと、当該事案において解離性同一性障害が当該被告人の刑事責任能力に具体的に影響を及ぼしていた、と認めることは、区別されるべき別問題である。では、解離性同一性障害を患う当該被告人の刑事責任能力は、個別具体的な事案において、具体的にどのような基準により判断されるべきであろうか。

この点に関して、わが国においては学説・判例共に、未だ議論の蓄積が見られない、というのが現状である。したがって、この問題に関する議論の蓄積があるアメリカの議論を紹介することが有益であろう¹²。

① グローバルアプローチと個人人格アプローチ

改めて、解離性同一性障害という精神障害の性格について確認する。解離性同一性障害¹³とは、従来は多重人格障害とも呼ばれた精神障害の一種で、複数

¹¹ ただし、この事案は高裁で、被告人が解離性同一性障害にり患していたこと自体が否定された（東京高判平成21年4月28日（判例集未搭載））。これに関する判例評釈として、緒方・前掲注5。

¹² アメリカにおける判例・学説の状況に関しては、拙稿「解離性同一性障害患者の刑事責任をめぐる一考察——アメリカにおける議論を素材として——」広島法学27巻4号（2004）185頁以下、同「刑事責任と人格の同一性——アメリカにおける解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任を巡る議論を素材として（1）（2・完）」広島法学32巻4号（2009）97頁以下および同33巻1号（2009）15頁以下で、詳細に紹介している。

¹³ 解離性同一性障害（Dissociative Identity Disorder。通称DID。解離性同一症とも呼ばれる）とは、「a）2つまたはそれ以上の他と区別できるパーソナリティ状態の存在、もしくは憑依体験の存在、そしてb）反復する健忘エピソード」を特徴とする。診断基準として、以下のものが挙げられる。

のパーソナリティ状態を有し、これらのパーソナリティ状態は各々が個別の記憶等に代表される同一性感覚を有する。そして、これらのパーソナリティ状態間における記憶等の不連続によって特徴づけられる。特に、通常その人と見なされるところの主人格と呼ばれるパーソナリティ状態が、他のパーソナリティ状態（副人格と呼ばれる）が行った行為や当該パーソナリティ状態の支配下で経験した事柄に関して記憶を有していない場合が多い。本件事案もこのような場合であると言える。本評釈でも、このような場合を念頭において検討を加える¹⁴。

解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任能力を判断する上では、大別すると①解離性同一性障害の存在そのものを理由として、主人格が行為を行ったか副人格が行為を行ったかに関わりなく、直ちに被告人の刑事責任能力を否定する考え方、②主人格に焦点を当て、主人格が行為時に当該行為に関する弁識・制御能力を有していなかった場合には責任能力を否定する考え方（グローバルアプローチ）、③行為時に行為を統御していたパーソナリティ状態に焦点を当て、このパーソナリティ状態が行為に関する弁識・制御能力を有している限り

-
- A. 2つまたはそれ以上の、他とはっきりと区別されるパーソナリティ状態によって特徴づけられた同一性の破綻で、文化によっては憑依体験と記述される。同一性の破綻とは、自己感覚や意志作用感の明らかな不連続を意味し、感情、行動、意識、記憶、知覚、認知、および/または感覚運動機能の変容を伴う。これらの徴候や症状は他の人により観察される場合もあれば、本人から報告される場合もある。
- B. 日々の出来事、重要な個人的情報、および/または心的外傷的な出来事の想起についての空白の繰り返しであり、それらは通常の物忘れでは説明がつかない。
- C. その症状は、臨床的に意味のある苦痛、または社会的、職業的、または他の重要な領域における機能の障害を引き起こしている。
- D. その障害は、広く受け入れられた文化的または宗教的な慣習の正常な部分とはいえない。
注：子どもの場合、その症状は想像上の遊び友達または他の空想的遊びとしてうまく説明されるものではない。
- E. その症状は物質（例、アルコール中毒時のブラックアウトまたは混乱した行動）や他の医学的疾患（例、複雑部分発作）の生理学的作用によるものではない。（米国精神医学会『DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル』（2014・医学書院）290頁）

¹⁴ 例外的に、主人格が副人格の状態下で経験した事柄について認識している場合もあるが（たとえば前掲注9。東京地裁立川支部判決平成26・8・29の事案）、本事案はこのような事案ではないため、本評釈においては考察の対象外とする。

においては、たとえ主人格がこれに関知していない場合においても、完全責任能力を認める考え方（個別人格アプローチ）、の3つが存在する。この中で①に関しては、その前提とする解離性同一性障害についての概念が支持し得ないものであるが故に採り得ないと筆者は考える¹⁵。それゆえ、問題とされるべきは、②グローバルアプローチと③個別人格アプローチのうち、いずれを採用すべきか、である。

アメリカの議論において、グローバルアプローチと個別人格アプローチのそれぞれを支持する見解について筆者は以前拙稿の中で概観し、この問題を考える上では「人格同一性」がキーワードとなることを明らかにした¹⁶。すなわち、個別人格アプローチを支持する立場は、行為時の行為者と裁判時の被告人および受刑時の受刑者の間に、身体もしくはその一部を基準とするところの三人称的同一性が存在していれば、被告人の刑事責任能力判断は従来の基準、すなわち行為時の弁識・制御能力の有無、に基づいて判断すればよい、と考えているのに対し、グローバルアプローチを支持する立場は、身体もしくはその一部を基準とする三人称的同一性だけでは当該者に刑事責任を問うためには不十分である、とするのである。

では、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任を判断するにあたって、グローバルアプローチと個別人格アプローチ、いずれの基準を用いるべきか。この点に関しては以前拙稿の中で詳細に論じたが¹⁷、そこで筆者はこの問題について、応報を本質とする刑事帰責の是非を判断するためには、グローバルアプローチこそが判断基準としてふさわしいことを明らかにした¹⁸。この点につき、新たな視点から再度考察してみよう。

¹⁵ この点につき、詳しくは拙稿・前掲注12.「解離性同一性障害患者の刑事責任をめぐる考察」200-201頁。

¹⁶ 主として、拙稿・前掲注12.「刑事責任と人格の同一性（2・完）」21～23頁。

¹⁷ 拙稿・前掲注12.「刑事責任と人格の同一性（2・完）」21～36頁。

¹⁸ その他、刑事責任と人格同一性の関係について考察したものとして、拙稿「刑事責任判断における人格同一性の位置づけ」鹿児島大学法学論集46巻2号（2012）1頁以下、同「人格同一性と刑事責任能力」広島法学36巻3号（2016）130頁以下。

② 新たな視点

筆者は以前拙稿の中で、刑事帰責のために要求される人格同一性を判断するために用いられる基準として、身体もしくはその一部を基準とする、第三者からみて判断可能な「三人称的同一性」と、記憶等の内心の事情を基準とする、当該者が一人称的に判断するものであり、本質的には第三者的に判断不可能な「一人称的同一性」の二種類がある、と分類した¹⁹。刑事帰責の場面において、三人称的同一性が存在しないならば（それはすなわち、行為時の行為者と裁判時の被告人が別人である、ということである）、当然に刑事帰責は認められない。問題は、刑事帰責の文脈において、この三人称的同一性の存在に加えて、一人称的同一性の存在も要求するか、である²⁰。先に挙げた2つのアプローチに関して言えば、個別人格アプローチは、行為時の行為者と裁判時・受刑時の被告人＝受刑者の間に三人称的同一性があれば良い、と考えているのに対し、グローバルアプローチは三人称的同一性に加えて一人称的同一性の存在も要求している。

しかしここで改めて考える必要がある。行為時と裁判時＝受刑時の間²¹で「同一性がある」と言った場合、何と何が同一なのであろうか。それは、行為時に行為を行う行為「主体」と、裁判時に裁判を受ける訴訟「主体」、そ

¹⁹ 拙稿・前掲注12。「刑事責任と人格の同一性（2・完）」22～23頁。筆者はこの「一人称的同一性」「三人称的同一性」という用語に関し、一之瀬正樹『人格知識論の生成——ジョン・ロックの瞬間』（1997・東京大学出版）、および佐々木拓「帰責の観点から眺める人格同一性——ジョン・ロックの人格同一性論を巡る諸問題」倫理学年報53（2004）111頁以下、を参考にした。

²⁰ ここで、筆者が観念するところの一人称的同一性の判断基準となる「記憶」に関しては、通常人においてもこれを忘却し、喪失することが当然にあり得る、ということには注意が必要である。よって、より正確に言えば、記憶により代表されるところの一人称的同一性は「身体を基準とした三人称的同一性に加えて、記憶を内実とする一人称的同一性を基準とするべきである。ただしこの一人称的同一性は、裁判の場において、帰責のために、それが「有る」ことが証明されるべきもの、というよりむしろ、それを有する可能性が「無い」ことが示された場合に免責を行うべき「言い訳」として我々の前に現れる」（佐々木・前掲注19、121頁）、ということになる。

²¹ より正確に議論するならば、裁判時の被告人と受刑時の受刑者の間の同一性も問題とする必要がある。しかし、刑事司法制度においては、この両者に関しては同一性が存在することが当然の前提とされているのであり、本稿ではその問題には立ち入らず、裁判時の被告人と受刑時の受刑者の間には同一性が存在する、という前提の下、議論を進めることとする。

して受刑時に刑を科される受刑「主体」が同一である、ということである。従来の刑事責任能力判断においては、この同一性の存在を暗黙にして当然の前提としつつ、行為時の行為者の精神能力に着目して責任能力の有無を判断してきた。これはすなわち、「行為時の行為「主体」と裁判時・受刑時の訴訟・受刑「主体」が同一である」との前提があるからこそ、その次の段階として、行為時にこの「主体」が弁識・制御能力を有していたか否か、という刑事責任能力判断を行うことができる、ということである。しかし、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任能力判断においては、この行為「主体」と訴訟・受刑「主体」の同一性、という、従来の刑事責任能力判断の前提こそが問題となっているのである。

ではなぜ、「主体」を問題としなければならないのであろうか。それは、刑事責任の本質について考えてみると理解できる。すなわち、刑事責任とは、行為者が当該状況において他の適法な行為を選択できたにも関わらず、違法な行為を主体的に選択したことに対する非難、である。そして、刑罰の本質を、このような責任非難から有責者を解放するために科される贖罪、と見なす立場²²からすれば、この違法行為を主体的に選択した行為主体と、違法行為の主体的な選択によって抱え込んでしまった責任から、刑罰という贖罪を科されることによって解放される受刑主体は、当然に同じでなければならない。また、自身が刑罰という形によって責任非難を加えられるに相応しい主体なのか、ということ刑事裁判の場で争う訴訟主体も、同然に行為主体・受刑主体と同じでなければならないのである。

では、このように考えると、グローバルアプローチを採るか個人人格アプローチを採るか、の問題に如何なる示唆を得ることができるのであろうか。「主体的に選択した」と言える事象の範囲は、当該主体の意識が及ぶ範囲である、とい

²² Arthur Kaufmann, *Das Schuldprinzip*, 2. Aufl., (1976), S. 271f. [アルトゥール・カウフマン (甲斐克則訳) 『責任原理』 (2000・九州大学出版会) 428頁以下]。カウフマンは考察の中で「責任体験 (Schulderlebnis) という、責任の心理学的側面」に言及する (『責任原理』 428 ~ 429頁)。ここでは責任は、有責者が苦悩として抱え込み、そこから解放されたいと願うところのもの、として叙述されているが、この場合、当該者が、責任を抱え込む原因となったもの、すなわち違法行為について、「自身が行ったもの」として認識していること、が当然に要求されるであろう。

うのが当然に出てくる結論であろう。換言すれば、当該主体の意識の及ばない範囲の事象は、刑事責任を負うべきところの「主体的に選択した」事象、とは言えないのである。このように考えるならば、被告人を代表する主体と見なされているところの主人格の意識が及ばない副人格の行為に関しては、被告人に刑事責任を問い得ない、とするグローバルアプローチの妥当性が理解できる。先に述べた主体的選択の範囲の定義に従えば、副人格が行った行為は、別の主体が行った行為である。訴訟主体＝受刑主体となる主人格に代表される被告人に対して、当該主体が主体的に選択したのではない行為に関する責任非難をも負わせてよい、とする個別人格アプローチは、行為の主体的選択に対する非難、という刑事責任の本質を見落としている点で、妥当なものとは言えないのである。

なお、刑事責任能力との関係で、さらに付言しておくべきことがある。すなわち、責任能力判断とは、「行為者が当該行為を主体的に選択したのか、それとも病気のせいでそう選択せざるを得なかったのか」という判断だと定義するならば²³、心神喪失とは、この主体的選択を行う能力が完全に失われていた状態であり、心神耗弱とは、主体的選択が完全には失われていなかったものの、著しく減退していた状態である、ということができる。このように考えると、責任能力判断は、最初から精神的能力の減退の程度のみに着目する程度問題なのではなく、まず主体的選択の有無に応じて「完全責任能力・心神耗弱」か「心神喪失」、のどちらに属するか、が判断され、主体的選択が「有った」と判断された場合に初めて、「病気の影響により、主体的選択を行う能力が減少していた程度」に応じて完全責任能力か心神耗弱か、の判断がなされる、という二

²³ この定義は、従来の弁識・制御能力を中心に考える責任能力概念からすれば、奇異に思えるかもしれない。しかし、適法行為の期待可能性とこれに基づく非難可能性を責任の本質とする規範的責任論に基づく責任概念に立ち戻って考えるならば、了解可能なものであるはずである。心神喪失の場合には、行為者の主体的選択の喪失が、弁識・制御能力の喪失という形で具体的に立ち現われ、心神耗弱の場合には、行為者の主体的選択の減退が、弁識・制御能力の著しい減退、という形で立ち現れるのである。司法研究報告書の「精神障害のためにその犯罪を犯したのか、もともと的人格に基づく判断によって犯したのか」(『司法研究報告書第61輯第1号 難解な法律概念と裁判員裁判』(2009・司法研修所) 36頁)という、責任能力判断に関する定義も、同旨のものと思われる。この定義については、改めて考察してみたい。

段階の判断がなされるべきものである²⁴。

では、このような論の展開は本稿での考察の対象とする解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任能力判断にどのような影響を及ぼすか。解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任能力判断の場合、「被告人」と言う言葉で指し示されるところの裁判時の訴訟主体および受刑時の受刑主体に関する限り、行為時には主体的に行為を選択する能力つまり行為に関する弁識・制御能力が失われていた、すなわち0であった、というのがその本質であるから、主人格に代表されるところの被告人に関して行われるべき責任能力判断は、心神喪失であった、したがって刑事責任能力が無かった、という第一段階の判断である。責任能力は有ったけれども減退していた、という第二段階の程度問題ではない。このように考えるならば、後述するように、解離性同一性障害の存在を量刑判断の事情としてのみ捉え、責任能力判断に含めない判例の立場が妥当ではないことが明らかになるのである。

4. 結語 —— 本判決の意義

本判決は、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任につき、高裁レベルで判断を示した初めての判例である、という点で意義を有する。しかし、その判断そのものに関しては、解離性同一性障害および刑事責任の本質を理解しないまま行われた玉虫色の判断である、との批判を免れ得ない。特に、本判決の場合、第一審の判決を量刑不当を根拠として破棄し、解離性同一性障害の存在を被告人に有利な量刑事情として考慮すべき、との規範を明示している点で、その批判は強まる。なぜならば、本判決では同じ「被告人」という言葉を用いつつ、行為時に行為を統御していた副人格と、通常被告人本人と見なされている主人格とを混同し、その混同を明確に自覚しないまま判断を行っているからである。すなわち、責任能力判断の部分においては、被告人が解離性同一性障害にり患しており、その精神症状である健忘下で犯行を行ったこと自体は肯定しつつも、「なお、健忘下において行われた本件犯行前後の被告人の言動等に

²⁴ 責任能力の判断に関して「主体」と「可能性」の二段階の判断を行うべき、とする安田拓人博士の見解も、同旨のものと言えよう（安田拓人『刑事責任能力の本質とその判断』（2006・弘文堂）85～86頁，117頁）

照らせば、本件犯行当時、被告人の是非を弁別する能力及びそれに従って行動する能力においても著しくは減退していなかった」として完全責任能力を認めている。にもかかわらず、量刑判断においては「本件犯行当時、被告人においては、是非を弁別し、あるいはそれに従って行動する能力のいずれも著しくは減退していなかったと認められるものの、他方で、それが上記能力に何らの影響も与えなかったと断じるには合理的な疑いが残る」としているのである。先に見てきたように、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任判断を行う際には「被告人」という言葉が誰を指すのか、すなわち行為等時に行為を統御していた副人格を指すのか、それとも通常被告人自身と見なされている主人格を指すのかを一元的に定義する必要がある。おそらく裁判所は「著しくは」という言葉を用いることにより、この問題を弁識・制御能力に影響を与えた「程度」の問題としてのみ認識している、と考えられるが、先に見てきたように、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任能力判断においては、まず、ある特定のパーソナリティ状態が当該行為に関して責任能力を有するか否か、という、責任能力の帰属主体の問題として定義されるべきであり、本判決はこの点を見落としている点で批判を免れ得ない。「主体」の概念に基づいて考察する限り、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任に関して、主人格と副人格を包摂する概念としての、全体的な「被告人」は観念し得ないのである。解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任能力判断は、単に量的に判断され得る「程度」問題なのではなく、どのパーソナリティ状態に焦点を当てるかによって、その「有無」に関する結論が変わってしまう、0か1かの問題である。この立場からすれば、本件事案はグローバルアプローチに基づき、心神喪失とされるべき事案であったと言える。

さらに、仮に被告人に完全責任能力を認めるとしても（その場合は個別人格アプローチを採用することになるのであるが）、被告人が解離性同一性障害を患っているという事情を量刑判断の段階のみで考慮する、という本判決の論理事態に矛盾が内在する。行為時の人格状態に着目して判断を行う、という、刑事責任能力判断段階での裁判所の判断方法（「刑事責任能力は行為時の被告人の精神的能力について問われるものである」という原則からすれば、これは当然の判断ということが出来る）を貫徹するならば、量刑判断においても行為時

人格の責任能力についてのみ考察すべきであった。その場合、行為時人格は自己の行為に関して完全な弁識・制御能力を有していたのであるから、解離性同一性障害の存在は量刑判断にも何らの影響も与えない、と結論付けるのが筋である。にも関わらず、量刑段階においてのみ解離性同一性障害の影響を考慮に入れる判断はむしろ一貫性を欠き、余計な判断をしている、と言わざるを得ないのである。